

# 国際政治における嘘と <as if game>

—— 冷戦期の CSCE と人権 NGO ——

宮 脇 昇

- I. <as if game>
  - 1. 規範の競合状況における裏切りの可能性と虚言の研究
  - 2. <as if game>の類型
- II. <as if game>の独立変数
  - 1. ゲーム自体の構図と独立変数としての「時間」
  - 2. 第三者アクター
- 3. 競合規範間の矛盾と対他期待
- III. <as if game>の事例としての CSCE 人権レジーム
  - 1. ヘルシンキ宣言に至る過程（1972年から75年）における <as if game>の形成
  - 2. ヘルシンキ宣言後の <as if game>の展開
- IV. 結びにかえて— <as if game>論の意味

## I. <as if game>

### 1. 規範の競合状況における裏切りの可能性と虚言の研究

#### (1) 政治における嘘

自分にとって不都合な真実があるとき、嘘が生まれやすい。政治においては嘘がどのように認識され、処理されるのか。政治学者のH・アーレント（Hannah Arendt）は、「政治における嘘」において、こう述べている。「正常な状態では、<sup>リアリティ</sup>現実にとって代わるものがないことから、嘘つきは<sup>リアリティ</sup>現実によって打ち負かされる。経験豊富な嘘つきの提供する虚偽の織物がいかに大きかろうとも、それは、たとえかれがコンピュータの助けを借りたとしても、巨大な事実性を覆い尽くすほど大きいということは決してあるまい」<sup>1)</sup>。

彼女のこの論文は、ベトナム戦争に関する米国防総省秘密報告書をめぐるものであった。ベトナム戦争でアメリカの国民には政府から真実が提供されることが少なかった。それゆえアメリカをはじめ多元的民主主義国における嘘の限界について彼女は上記のように語るのである。ジンメル（Georg Simmel）の言うように、一般に虚言の合目的性とその副作用の均衡において、社会生活において作用している偽りを除去することをめざす「啓蒙」は、あくまで民主主義的性格をもつ<sup>2)</sup>。

全体主義社会の嘘の限界についても、彼女は次のように指摘する。「そこから先では嘘が逆効果になるような点が必ずやって来るのである。この点に到着するのは、嘘を聞かされる聴衆が、生き残れるためには真理と虚偽

を区別する線をまったく無視せざるを得なくなったときである。あたかも信じているかのように行動することに生命がかかっているとすれば、真理も虚偽ももはやどうでもいいことになる。信じることのできる真理が公的生活からまったく姿を消してしまい、それとともに、変転してやまない人間の事柄における主要な安定化要因も消滅してしまう。」<sup>3)</sup>と論じる。

しかし現実の全体主義的な社会（あるいは非多元的民主主義社会）においては、嘘が逆効果になるような点が、個人の生命の危機的状況であるとは限らない。1989年の東欧革命の例をみるならば、嘘を再生産してきた社会主義体制の崩壊は、国民の社会的・経済的あるいは民族的要求を端緒としたものであり、またその促進要因として衛星放送の開始やジャミング（妨害電波）の段階的中止による情報の普及という外部環境の変化を忘れてはなるまい。アーレントが論じるのとは逆に、生命的危機に近づけば近づくほど、政治権力が流布する嘘のもつ力に人は屈服せざるをえない。国民もまた嘘をつかねば生きていくことができないのが全体主義社会の特徴であり、権力の嘘を否定する者こそが反社会的な烙印を押され生命の危機に近づく。1990年代の北朝鮮において飢餓が広がったにもかかわらず政治体制を転覆する大きな動きが民衆からまきおこらなかったことは、生命の危機に近づくほど嘘を否定することが難しくなることを証明している。全体主義的な社会に限らず民主主義社会でも、政治における嘘、とりわけ国際政治における嘘は持続力を持ち、「巨大な事実性」を覆い隠すことが少なくない。

## (2) 外交における虚言

一般に国内政治に比べて国際政治において嘘のもつ力は、ある側面では不安定かつ制限的であり、別の側面では安定的である。例えば小国のついた嘘は大国の批判にさらされた際に、その正当性を大きく傷つけられる。すなわち嘘の力はパワー（国力）に左右される。それゆえ国際政治における嘘は不安定な性格をもつ。外交においては一般に信義誠実の原則が尊重されるべきとされ、虚偽に基づく言行は当該国の信頼性を低下させ、当該国（相手国）との間に「期待の共有」が存在しないというイメージが創出されることにより、当該国とのその後の交渉が困難になるため、嘘のもつ力は一般に限定的に考えられる傾向もある<sup>4)</sup>。

他方で、国内社会に比べて分権的な国際政治においては、嘘を批判する力の行使が国内社会ほど最大化されることはない。虚言を発する小国に対して、それを批判する大国の力がいくら強大であったとしても、批判を裏付ける権威の生成（国際機関等による調査・審査・決議等）がなければ真偽をめぐる争いに決着をつけることができない。またたとえ権威をともなった国際的な対抗キャンペーンがなされたとしても、小国の嘘を最終的にやめさせることはできない。1990年代の北朝鮮の核開発疑惑の際に発せられた平和目的の核開発であるという北朝鮮の言辭は、2006年の核実験によって虚言であったことが証明された。また後述するように国際政治では安全保障上の機密が多いため、嘘を暴くことが比較的難しい。そのため、国際政治における嘘の力は安定的でもある。

次善に基づく国家間協力によって国際規範を形成する際にも、虚言の入り込む余地はある。規範を独立変数として掲げるコンストラクティヴィズム（社会構成主義）が国際関係論で重要視されるようになって久しい。社会的構築物として国益をとらえ、主体と構造が相互に関連して社会が変動するという観点は、規範を国益の均衡点としてとらえてきた従来の合理的選択論への挑戦状であり、規範を独立した変数としてとらえる必要が認識されるようになってきた。規範が必要とされるのは、行動が一定の方向に収束することが期待できない場合であり、この場合にこそ規範が行為を導くと有意味に語りうるのである<sup>5)</sup>。

規範形成の推進力として今なお重要なアクターは主権国家である。国際規範形成に際して主権国家がくりひろげる外交をひもとくならば、一般に、相手側の裏切りや

それを繕う虚言の可能性を捨象して外交を進めることは難しい。時間とコストを費やした交渉の結果、新たな規範に関する合意が、いかにたやすく破られることであろうか。破約の背後に横たわる外交戦略あるいは国内政治の要素を勘案して初めて、破約国のこうした行動を合理的な観点から統一的に把握することができる。

## (3) 規範の競合の結果うまれた破約的行動と虚言

こうした破約的行動を、一つの規範（規範Aとする）に対するコンプライアンスの問題として理解すると、問題の本質の半分しか見えていないことになる。なぜなら、規範Aに対する破約的言行と虚言は、規範Aと競合する規範Bによって正当化（あるいは合目的化）されていたからこそ、おこりえたという事実を捨象してはいけないからである。規範Aと規範Bが競合し、かつ規範Aが優位で規範Bが劣位であるにもかかわらず、規範Bを当該アクターが優先せざるをえない事情があるために、虚言を必要とする。

極めて論争的な事例として、自衛隊の存在の問題を規範の競合の一例として挙げるができる。憲法9条にそって自衛隊を廃止するべきであるという論調は年々少なくなっているのが現実である。憲法9条のコンプライアンスの問題として平和のあり方を考えるよりも、憲法9条の規定から法的に正当化しづらいはずの自衛隊の存在を前提に安全保障の問題を考える傾向が強まりつつある。このように競合規範間の優劣の変化として自衛隊の問題をとらえることができる。

こうした規範の競合は、規範Aと規範Bとの間の優先順位をめぐる力学としてとらえることができる。優位規範と劣位規範の間でその優劣が固定化しているとき、構成員は安心して行動できる。しかし規範の優劣が逆転してしまった場合、過去のルールにそった言行が破約的な行動として断罪されてもやむを得ない。正確に言えば、劣位規範に転落した規範Bを優先した行動は、優位規範Aに対する破約として断罪される危険を抱える。ただしこの破約的行動は規範Aの優位性を否定しただけであって、規範Aの規範としての意義を否定するものではない。それゆえ実際の破約的行動は、規範Aをあたかも（as if）優先しているかのごとくふるまいながら、実際には規範Bを優先するという性質をもつ。

規範の競合状況は、規範の優劣の変化のスピードが激しいとき、あるいは規範の間の矛盾が激しいときに、多

くの社会的なコストを必要とする（例えば「革命」）。規範の優劣の逆転を伴う社会的変化に、もし社会の全構成員が乗り遅れなければ問題は生じないはずであるが、実際には、規範A、規範Bともに優位を主張する強力な支持アクターあるいは支持層が存在する。劣位化した規範Bの支持層が規範の優劣の逆転状況に対応することに躊躇し、あたかも（as if）規範Aが優位であるかのごとくふるまいながらも、実際には「不都合な真実」よりも合理的必要性に迫られて規範Bを優先した行動をとることも多い。この行動は、「経過や事情を知らない」第三者からみれば規範Aに対する破約的な行動と映り、場合によっては虚偽の行動として断罪される。

#### （４）政治における嘘の先行研究と本論文の視座

これまで提示されてきた政治学の類似の議論では、例えばルークス(Steven Lukes)の議論を挙げることができる。ルークスの権力論では、あたかも苦情の不在を真の合意であると想定することが、虚偽の合意である可能性があることを示し、権力行使者の利害と人々の「真の利害」の間の矛盾という観点から合意を分析する必要性を論じている<sup>6)</sup>。後者の「真の利害」は表出されることがなく、「意識されることすらあるまい」とされながらも、彼らの利害をルークスは「三次元的権力観」からとらえようとする。また、バクラックとバラツ(Peter Bachrach, and Morton S. Baratz)の「非決定」の権力論が、「測定不可能な要素」を考察対象に含めることによって、争点研究を重視したダールの多元的権力論を批判したことも関連づけられよう<sup>7)</sup>。

イギリスの国際政治学者カルドー(Mary Kaldor)は、著書*Global Civil Society: An Answer to War* (2003)において、社会主義時代のチェコスロバキアで商店主が社会主義のスローガンをあたかも(as if)本当に信じているかのごとく行動して、また商店主がそれを信じているかあたかも信じているかのごとく当局がふるまい、全ての個人が共犯者となるシステムを、‘as if game’というチェコの知識人による言葉を用いて紹介している<sup>8)</sup>。東側の社会主義体制では、基本的人権、とりわけ自由権は厳しく制限されてきた。チェコスロバキアの「憲章77」などの人権運動は、人権規範と社会主義規範の競合において社会主義が基本的人権を理念として否定しないという「たてまえ」を実際に制度化させる運動を行った。規範の優劣の逆転をねらった彼らは弾圧されたが、最終的

には社会主義体制の崩壊の契機をつくることになる。

しかしこれらの研究では、規範の逆転の結果として、虚偽の行動や破約的行動をアクターがとらざるをえないという過程の分析や、その理論的一般化はなされていない。例えばルークスの議論の前提では、権力の対象となる人々の意思決定が自律的でなく、社会的に飼い慣らされている状態にあるとしている。しかし、人々の意思決定が自律的であろうとなかろうと、規範競合下では優劣をめぐる力学が発生し、その終わり方によっては大きな社会的犠牲が生じうる。権力の対象となる人々は、規範の競合状況や権力による嘘を終わらせる重要な役割を担うこともあれば（例えば、政府主催タウン・ミーティングの「やらせ質問」の存在を批判する）、逆にむしろ<as if game>を続ける立場をとりうることも重要な事実である（例えば、日本で歩行者の赤信号無視を警察があたかも問題でないかのごとく放置し、その状態で歩行者は大いに便益を受け、賛同すらしている）。権力の対象となる人々もまた嘘を再生産する役割を担うことが少なくないのである。

現実の社会においては、規範の優劣が一旦逆転しても、その後、再逆転する場合もある。社会の変化は決して単線的なものではない。アクターは常に利益の最大化を忘れず規範秩序を自己に有利に変化するよう挑戦し続けている。これまでの先行研究はこうした動態を見落としており、本論文では、カルドーの紹介した<as if game>という言葉を用いて国際政治のゲームとして援用して、この過程の理論化を試みる。

#### （５）国際政治学における「約束」と規範の競合

国際政治学は、特に新現実主義者が主張するように国際関係がアナーキーであるという認識を起点として、合意形成の困難さを示唆する相互不信の世界をひもといてきた。むろんコヘイン(Robert Keohane)のように、次善に基づいて国家間協力が生まれ制度が構築されることを重視する新自由主義制度論がそれに対置されてきた<sup>9)</sup>。あるいは国家間の合意形成がいかに困難であるかを説明するために「囚人のジレンマ」などの理論が用いられてきた。

約束の信頼性を高めるために、何重にもわたる制度化がなされることも実際にあるが、それは国際合意によってもたらされた規範に対する破約の可能性がいかに高いかということを物語る。個々の国家の利益によって築か

れた規範、特に安全保障、国家の統一性、領土保全、政治的安定などに関わる規範（結果として、例えば人権侵害を正当化する規範）の優位性を、国際合意が生む新たな規範が個別に具体的に否定することは、国際法上十分可能であるが、履行（implementation）あるいは執行（enforcement）の問題の懸念を解決しないかぎり完全なものではない。「約束は雲、実行は雨」というアラブの諺の通り、約束と実行とは古くから別の問題である。

それにもかかわらず、規範の競合状況において、新たな国際合意に基づく規範の優位性が確立する場合も少なくない。例えば、足立研幾氏の研究は、1997年に調印された対人地雷全面禁止条約にいたる交渉過程（オタワプロセス）における安全保障規範と人道規範の競合を分析している<sup>10)</sup>。この研究は、安全保障の問題として認識されていた対人地雷が、なぜ人道の問題の対象として認識されるようになったかを、言説対抗の観点から検証したものである。環境問題や人権問題と違って、対人地雷禁止という問題領域のもつ特殊性は、「安全保障の分野」から「人道の分野」に問題領域自体が巧みにシフトされたことであろう。そこには、「対人地雷特有」とされる問題—例えば、対人地雷が一度埋設されると「武装解除も休戦協定も平和条約さえもがまったく通用しない」兵器であり、「わざと成人男子の手足を吹き飛ばす程度に抑えられている」威力による経済的、社会的コスト、そして地雷撤去のコストとインフラ破壊という問題—があった。にもかかわらず、「国家安全保障上不可欠な兵器とされていた対人地雷の全廃を訴える」まで長い年月を要したのである。

このように規範の競合状況において、各規範の優劣の逆転がどのようになされていくかという関心をふまえた事例研究は増えつつある。例えばリットバーガー（Volker Rittberger）らは、「価値をめぐる紛争」（conflict about values）が「手段をめぐる紛争」（conflict about means）と異なることを前提に事例研究をすすめている。規範の競合状況を分析するのに適したアプローチは前者である<sup>11)</sup>。

ただし「接ぎ木理論」や螺旋モデル等に代表される近年の規範論は、規範の競合状況においてアクターがとる虚偽的行動（あたかも当該規範を遵守しているかのごとく言明しながらも、現実には別の規範を当該規範に優先する行動）を捨象してきた。履行・執行にかかわる問題を規範論が包摂してこなかったのは、これが極めて「制

度」と「力」にまつわるものであるからである<sup>12)</sup>。履行・執行のためには国内法制度をはじめ国際規範を内面化・実効化するための制度と力が必要である。その視点が脱落した国際交渉は、遵守されない約束を生産する可能性をはらみ、交渉の結果生まれた国際合意が掲げる規範の意味も薄くなる。後述するように1974年に国連総会で採択されたNIEO（新国際経済秩序）がなぜその規範の輝きを失ってしまったのか。この問いに答えることができなければ、コンストラクティビズムは、現在の諸規範が離合集散し、場合によっては特定の規範が国際政治上から消滅することを説明することができず、力や制度による説明を受け入れなければならないことになる。

## 2. <as if game>の類型

### (1) as if 的行動と <as if game>

特に国際政治では、秘密（安全保障上の機密など）の領域が多く存在するため、秘密の内容や制約に起因する、あるいは誘導される虚言、破約、沈黙が長期間にわたって継続しやすい。例えば、ベトナム戦争への米軍の介入を本格化させた1964年のトンキン湾事件では、北ベトナムの魚雷艇があたかも公海上のアメリカの駆逐艦を二度にわたって攻撃したかのようにアメリカは喧伝した。しかし後にマクナマラ（Robert McNamara）米国防長官は二度目の攻撃自体の存在を否定している。1970年代からの南アフリカの核実験は秘密裏に実施されたが、南ア政府はそれを90年代まで隠蔽していた。現在もイスラエルは自身が核兵器を保有していることを公言せず、「肯定も否定もしない」政策を続けている。そして北朝鮮は1994年の米朝合意で、条件付きとはいえ北朝鮮が核施設を凍結・廃棄することに合意したにもかかわらず、現実には核開発を続けていた。

これらの事例で見られるように、ある理由に基づいて破約あるいは虚言が必要とされたこと以上に、虚言を必要としてまでも表面的には既存の（もう一つの）優位規範（規範A、すなわち地上核実験の禁止、核開発の禁止という規範）や制度を当該国が尊重せざるをえない場合がある。規範Aを少なくとも表面的に尊重しているからこそ、規範Aの優位を形式的には否定することができず、規範Aを破約していることを言明することができないのである。それゆえに当該国は、自身による破約を公には認めず、虚言を続けなければならなかったのである。こ

表1 < as if game >の展開

状況	規範Aを優位とする合意aの誕生(規範Bの劣位化)	<as if game>			
		序盤	中盤	終盤	
アクター				合意a自体の危機	合意aの再確認/破棄
合意aを破約する国(b)	やむをえず合意aに表面的に合意	合意aの破約それを隠蔽するas if 的行動		合意aを完全に破棄するか(a)に屈服するか逡巡	合意aの再確認により(b)が屈服、あるいは合意の破棄
合意aを当初から遵守する国(a)	合意aの誕生を評価	(b)のas if 的行動を容認	容認から批判へ転換	守られない合意aを破棄するか(b)の屈服を待つか逡巡	
第三国・NGO等		(b)への監視開始	(b)を批判	(b)を批判するよう(a)に圧力	

(筆者作成)

れまでの研究がこの事実あまり接近しなかったのは、こうした虚言をもたらし劣位化規範Bの影響力が、過去の事例であれば外交文書の公開等によって分析可能であるにせよ、現在の事例については「秘密」の壁に阻まれ観察可能でないことのほうが多かったためである。特に同床異夢の状態で形成された国際合意において、実際の相互の外交的意図や合意の解釈がどのように相互に認識されていたかを探ることが難しいためでもある。

破約を行う国(以下、「破約国」とする)による、ある国際的合意にあたかも(as if)反しないかのごとく虚偽の言辞を生む行為を、「as if 的行動」と筆者は呼称してきた<sup>13)</sup>。このas if 的行動は、優位規範であるはずの規範Aの存在自体を否定はしないが、劣位規範Bを優先した結果、規範Aに対する破約が生じることを隠蔽するために、あたかも(as if)両方の規範を遵守しているかのごとく僭称することから発生する。合理的に考えれば、不利益となることが確実な合意に同意するはずがない。しかし他の分野での合意との連繫(linkage)や第三者からの圧力によって、その合意に同意せざるをえないことがある。そうしたアクターは一つの選択肢としてas if 的行動をとる。そのas if 的行動を相手国が容認し、あるいは批判する選択肢の組み合わせを、外交ゲームの一種として筆者が理論化したものが<as if game>である(表1参照)。

表1でみるように、規範Aを遵守する国(a)(以下、「遵守国」)が、規範Aの規範Bに対する優位性に背信的な破約国(b)のas if 的行動に対してとる反応は、大きく分けて容認か批判かのいずれかである。容認は、主として規範Aの国際合意自体の持続性を重視する立場から

のものであり、批判は規範Aの有効性を破約国においても確保しようとする立場からのものである。そして後述するように、<as if game>の展開を大きく左右するのは、合意形成過程から外れていた第三のアクター(NGOなど)である。

このゲームが通常の国際政治のゲーム、とりわけ軍備管理交渉の分析や紛争研究で用いられてきたゲーム理論と異なるのは、ゲームのプレイヤーの立場が対称的ではなく非対称的であるという点である。破約国は破約をするかどうかという選択肢があるが、遵守国にとってはほとんど当該合意の履行の敷居は低い。合意を遵守する絶対的意思を遵守国は有しているため、破約する利益もなければ意思もない。後述する対自期待の非対称性がここには厳然と存在する。一例としてNPT(核拡散防止条約)体制において、アメリカがNPTの「核兵器国の核不拡散」条項(第1条)を破約するメリットがないのに対し、北朝鮮には同条約の「非核兵器国の拡散防止義務」(第2条)を破約するメリットが大きいことを想起すれば、非対称的性格がいかにこのゲームにおいて構造的なものが明瞭である。あるいは国際的な人権合意に参加した西欧諸国と非民主主義諸国を比べた場合、後者に破約の誘惑があり実際に(脱退はしないまま)破約したとしても、前者は既に人権規範を内面化し、国際法の国内法への適用・変型も制度化されているので、破約する必要がほとんどなく、もし前者がたとえ破約したくとも、国内からの強い政治的批判にさらされるため、合意を遵守するよりほかない。<as if game>に陥るような国際合意は、自国がその合意を遵守することの確信(以下「対自期待」と呼ぶ)がアクター間で非対称的である。

遵守国側の選択肢は、合意を遵守するかどうかではなく、破約国を合意違反として批判するかどうかである。問題は、破約国が遵守国に批判されたときに、このゲーム自体から破約国が退出（枠組みからの脱退、合意破棄）してしまう可能性があり、かつ、それが遵守国にとってそれが外交的観点から不都合な場合である。このような場合、遵守国は破約国の破約を厳しく批判することを躊躇し、容認する政策をとることも少なくない。遵守国 (a) にとって、破約国を非難する (a1) 方が容認する (a2) よりも政治的コストが大きいため容認のほうが勝る。他方破約国 (b) にとって、破約しない (b1) ことは破約する (b2) に比べコストが大きくメリットが小さいため、破約する (b2) のほうが勝る。このような状態が <as if game> の序盤である。破約国と遵守国の選好の関係をまとめると図1の通りとなる。

	破約国 (b)	破約しない (遵守する) (b1)	破約する (b2)
遵守国 (a)			
破約があったならば 破約を非難する (a1)		3, 3	1, 4
破約があったとしても 容認する (a2)		4, 1	2, 2

図1 <as if game>の序盤における遵守国と破約国の選択肢

この二者の関係において均衡解は、右下の容認／破約であり、これこそが <as if game> の序盤の型である。もちろん合意の内容自体が真の意味をもつ（合意の完全な履行）ためには、左上の最適解（非難可能性／遵守）に移行しなければならない。その移行の過程が中盤である。左上に移った段階で、<as if game> は終了し、両者の対自期待と対他期待（相手側の合意遵守に対する期待）が収斂することになる。

(2) <as if game>のパターン

a. <as if game>の継続・非焦点化

<as if game> は、一般に破約国の as if 的行動を遵守国が容認すれば長続きする。容認することのメリットは、例えば当該合意と何らかの連繋がみられる別の合意との政治的均衡を図ることである。容認を続けることのデメリットは、時間の経過にともない、第三者から破約を容認したことを批判される可能性が少しずつ高まることである。特に、時間的資源が豊かではない民主主義国においてはなおさらである<sup>14)</sup>。

本稿のⅢで事例としてとりあげる CSCE（欧州安全保障協力会議）は、<as if game> の典型例であり、ここで少し俯瞰しておこう。アメリカ、カナダと東西欧州の35カ国によって構成されたCSCEの首脳会議で採択されたヘルシンキ宣言（「欧州の安全保障と協力に関する宣言」、1975年8月1日採択）は、冷戦のターニング・ポイントであると評される。平和と人権の双方の規範への責任が、ヘルシンキ宣言という一つの文書の中に表現さ

表2 CSCEの参加国、対他期待、懸念（1975年時点）

	西側諸国	非同盟・中立諸国	東側諸国
参加国	アメリカ、カナダ及び NATO, EC加盟国など 15カ国	オーストリア、スイス、スウェーデン、ユーゴスラビアなど13カ国	ソ連、ポーランド、ブルガリア、東独、チェコスロバキア、ハンガリー
対他期待	東側の人権問題・人道的問題の焦点化を通じて社会主義体制を弱体化させる	東西両陣営のはざままで東西の緊張緩和を制度化する	西側との経済関係の拡大をCSCEを通じて実現 ブレジネフ外交の成果としての宣伝材料化
懸念	東側の体制の弱体化につながるような規定をおいたとしても実際には実現しないのではないか	東西対立が激化するとCSCEの枠組みが崩壊してしまうのではないか	西側が人権規定をもとに東側を攻撃する根拠をCSCEで獲得してしまうのではないか



表3 CSCEのヘルシンキ宣言の全体の構図（主要項目のみ記載）

	第1バスケット	第2バスケット	第3バスケット
合意事項	主権平等（第1原則） 武力による威嚇または武力行使の抑制（第2原則） 国境不可侵（第3原則） 国家の領土保全（第4原則） 紛争の平和的解決（第5原則） 内政事項への不干渉（第6原則） 思想、良心、宗教の自由を含む人権及び基本的自由の尊重（第7原則） 人民の同権と自決権（第8原則） 国家間の協力（第9原則） 国際法の義務の誠実な履行（第10原則）	貿易・産業協力 科学技術 環境 他分野における協力	人の接触 情報（情報の普及） 文化・教育分野の 協力・交流

（筆者作成）

れたことは東西関係にとって画期的である（表2、表3参照）。ヘルシンキ宣言は一方で、第1バスケットの第3、第4原則にみられるようにヨーロッパにおける領域的現状維持を確認した。他方で人権の尊重に責任を有し、人権が平和の構成要素であることを第7原則で合意し、それを東側諸国は西側の圧力で受け入れた。当時、東側社会で弾圧されていた反体制派の当初のヘルシンキ宣言への反応は、否定的なものであった。彼らは、西側指導者がソ連の指導者に抱きこまれたと見ており、人権規範に対する責任は純粋に見かけの上のものだと彼らは見なした<sup>16)</sup>。ヘルシンキ宣言が「紙の上の自由」と形容される所以である。

第2バスケットにまとめられることになる「経済協力」や第1バスケットの「国境不可侵」「領土保全」「内政不干渉」といった政治面での現状維持を東側が重視したのに対して、西側は人権の尊重（第1バスケット第7原則）、国境をこえた人的接触（human contact）や情報の普及（第3バスケット）など、政治的に現状打破的な内容を戦略的に重視した（表2をあわせて参照）。中でも当初は、これまでの国際人権規約（1966年採択）等でも既に明示されている人権規範であるためCSCEでは重要視されていなかった人権規定（第7原則）が、ヘルシンキ宣言後の東西の攻防の焦点となる。

大きく鳥瞰すれば、CSCEは東独の承認や戦後国境の承認を含む現状維持的な欧州デタント（緊張緩和）の枠組みを形成して外交的勝利をねらった東側と、「中部欧州相互兵力削減交渉」（MRFA: Mutual Reduction of Forces and Armament in Central Europe）をよびかけた西側の東西間の駆け引きの産物として生まれたものであ

る<sup>16)</sup>。それゆえヘルシンキ宣言の履行問題は、他の東西交渉との関係やデタントの「雰囲気」を通じて解釈されるべきであるというのが東側の見解であった。

ヘルシンキ宣言の人権規定の中核をなす第7原則は次のような規定である（筆者訳<sup>17)</sup>。

- ・ 参加国は人種・性別・言語・宗教の差別なく、思想、良心、宗教、信条の自由を含む全ての者に対する人権と基本的自由を尊重する。
- ・ 参加国は人間の固有の尊厳に由来し、人間の自由で完全な発展にとって不可欠な市民的、政治的、経済的、社会的、文化的およびその他の権利並びに自由の効果的な行使を促進し、奨励する。
- ・ この枠組みにおいて参加国は、単独もしくは他者との共同で、個人が自己の良心の命ずるに従って行動するところの宗教もしくは信条を信仰しかつ実行する自由を承認し、尊重する。
- ・ その領域に少数民族が存在する参加国は、これら少数民族に属する人間の法の前の平等に対する権利を尊重し、人権と基本的自由を実際に享受する完全な可能性を彼らに与え、このようにしてこの分野での彼らの正当な利益を守る。
- ・ 参加国は人権と基本的自由の普遍的な意義が、参加国間並びに全ての国家間の友好的関係及び協力関係の発展を確保するために必要な平和、正義、福祉を構成する不可欠な要素であると認める。
- ・ 参加国はその相互関係の中でこれらの権利と自由を絶えず尊重し、国際連合との協力を含めて、共同でかつ個別にこれらの権利と自由の普遍的で効果的

な尊重を促進するよう努力する。

- ・ 参加国はこの分野において個人がその権利と義務を知り、これに基づき行動する権利を確認する。
- ・ 人権及び基本的自由の分野において、参加国は、国際連合憲章の目的及び原則並びに世界人権宣言に従った行動をとる。参加国は、また、参加国を拘束するところの、特に国際人権規約を含むこの分野の国際的な宣言や取極めに定められている義務を果たす。

ヘルシンキ宣言の第7原則を東側がたとえ遵守せずとも、もし東側が通常兵力の削減交渉に対してより積極的であったならば、西側が東側のヘルシンキ宣言違反を強く批判する外交的利益はなかったであろう。ただし現実にはMRFAは1979年のソ連軍のアフガニスタン侵攻等の東西関係悪化にともない実質的に中断し、欧州の通常兵力の削減は1990年のCFE（欧州通常戦力削減交渉）まで待たねばならない。CSCEもまた、たとえ連繫外交の産物であったとしても、一度形成された枠組みとして独立した交渉の舞台とアジェンダを提供することにはかわりはない。Ⅲで後述するようにCSCEは1975年に<as if game>として開始されたが、<as if game>から脱するのは1980年代後半を待たねばならない。

<as if game>が長期にわたって継続している他の例として、日米安保条約の事前協議規定に実質的に違反する形での米軍による核兵器の持ち込みを挙げることができる。これはいうまでもなく「非核三原則」における「持ち込みを許さない」原則にも反するものである。1967年の佐藤首相による三原則の表明以来、「持ち込み」については何度となく野党側から疑義が表明されてきた。日本への核の持ち込みについては、1960年の日米安保条約第6条（基地許与）の実施に関する「交換公文」において、「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更」に相当するものとして、「日本国政府との事前の協議の主題」とすることが合意されている。ところが核積載艦船の日本寄港をめぐる日米間の解釈の相違というレベルの問題を超えて、在日米軍基地に核兵器が貯蔵・配備されていたことがアメリカ側の史料や証言によって明らかにされてきた。日本政府は、国民に対しては、アメリカ側から通報がないことを理由に、あたかも核兵器の持ち込みがなされていないかのごとく釈明を言い続けている。かくいう

日本側も、例えば当の佐藤首相自らが「非核三原則はナンセンス」と駐日米大使に述べていたことがアメリカの機密文書公開によって明るみにされている<sup>18)</sup>。非核三原則の立法化が一向に実現されないのは、非核三原則の実効性を政府自身が疑っているからであるという説明は説得力をもつ。

日米安保条約の事前協議規定違反、すなわち非核三原則をめぐる<as if game>が長期的に続いたのは、安全保障分野において情報公開があまり進まず、特に日本側の情報公開が厳しかったために議会、NGO、メディアによる批判が大きくならなかったことに加え、破約国であるアメリカの政策を日本が積極的に容認してきたからでもある。日本政府内で非核三原則の見直し発言が度々なされてきたにもかかわらず、例えば1997年9月の「日米防衛新指針」（新ガイドライン）において「日本の全ての行為は、憲法上の制約の範囲内で専守防衛、非核三原則などの方針にそって行われる」と記されているように、非核三原則の遵守が繰り返し言明されてきたことによって、<as if game>は長期的に継続してきた。

<as if game>が長期的に継続しなくとも、ゲーム自体が「非焦点化」された例として、全ての国が平等原則に基づいて国際的な経済決定過程に参加しうる国際協力体制を築くべく発展途上国側から提案され、1974年に国連総会で採択されたNIEO（新国際経済秩序）宣言を挙げることができる。先進国側はNIEOが実質的なものになることを拒み多くの留保をつけた。先進国が発展途上国側と厳しく対立した結果、NIEOはモラトリアム的な性格に留まり、現実にはその多くが履行されずに終わった。むしろNIEOによって第一次ロメ協定（1975年）のような地域間南北合意の実現が促進されたことは事実であるが、NIEO自体の計画達成へのプロセスは、アラブの石油戦略の打撃を受けた先進国経済の立て直しを急務とした先進国、特にアメリカによって否定されることとなる<sup>19)</sup>。NIEOの場合、NIEOの合意形成という政治的成果だけが残り、NIEOの機能は象徴的意味にとどめられ、<as if game>としての役割さえも徐々に小さくなり、その意味を失っていくのである。

#### b. 遵守国の勝利—規範Aの有効性確保

全体として<as if game>は、破約国側の敗北で終わる事例が多い。本質的に食言行為は漸变的にはあっても増大する真実の脅威にさらされている。虚言のもたらす



世界を維持することは社会的コストを必要とし、虚言が真実から乖離していればいるほどその仮想の世界は寿命が短くなる。国際政治でもそれは同様である。いかに大国の虚言が力と制度によって守られていても、仮想世界の崩壊の終章が迫っているという危機感を有して、常に嘘を再生産する努力を怠ったならば、虚言の地盤は緩んでしまう。費用的観点から考えれば、<as if game>は時間がたてばたつほど破約国にとってコストが高いゲームである。

1975年以来東西欧州で人権尊重の規範を確立することに成功したCSCEは、規範の競合が時間をかけてすすみ、レジームの崩壊の危険をはらみながらも規範の優劣が逆転したケースである。CSCEでは東西間の政治的安定規範（デタント重視）と人権尊重の規範（社会主義諸国の人権問題を批判する外交）の間で規範が競合し、あたかも（as if）人権を尊重するとしながらも実際には人権侵害を続けた東側の言行が西側、特にアメリカに厳しく指弾され、NGOなどの登場によって、規範の優劣の固定化していった。これまでの筆者の研究と新たに明らかにされた史実をもとに、<as if game>の観点からこの過程をⅢで再検証する。

**c. 破約国の「勝ち逃げ」と遵守国の容認**

<as if game>のゲームが破約国による「勝ち逃げ」で終わることもある。

例えば、2003年のイラク戦争の開戦理由が虚言に満

ちていたことは開戦前から指摘されていたことであったが、米英政府はあたかもイラクが大量破壊兵器を開発しているかのごとく開戦し、目標であったフセイン政権打倒に成功した。2004年5月、パウエル（Collin Powell）米国務長官は、開戦前の2003年2月の国連安全保障理事会でイラクのフセイン政権による大量破壊兵器開発の脅威を説明した際に挙げた、移動式生物兵器製造施設に関する情報が「不正確で誤りだった」と述べ、国連の場で不正確な報告を行ったことに「がっかりし、後悔している」と語った<sup>20</sup>。こうして米政府は自らの非を認めたが、対外的にはイラク戦争の実際の目的の一つであるフセイン政権打倒は達成されているため、一種の勝ち逃げである（表4の左下）。

ただし、こうしたas if 的行動が成功裏に終わり、<as if game>が終了した後になって、as if 的行動が断罪されることはある（表4左上）。例えば、イラク戦争の開戦理由が不十分な根拠に基づいてなされたことを、ブッシュ政権は承知の上で開戦にふみきったといえる。むしろ当時から開戦理由が不十分であることは国内外で指摘されていた。そして2004年のパウエルの発言は、その開戦理由が十分なものでなかったことを認めた発言であるが、フセイン政権打倒という大きな目的を終えたことによって初めてこうした認知を行う政治的環境が醸成され、<as if game>が終わったことを意味する<sup>21</sup>。

ただし、ブッシュ政権自体はその後にも存続し、しかも

**表4 破約した国（破約国）と破約された国（遵守国）の関係**

破約国 遵守国	破約を公式に認める (謝罪あるいは居直り)	破約を公式に認めず as if 的行動を続ける
破約国による破約の事実を、遵守国は <u>公式に認める</u>	<as if game>は終了（謝罪、あるいは合意自体の明示的破棄） 破約国は規範の優劣（逆転）を完全に受容。 例) CSCEのヘルシンキ宣言の人権規定（1989年に東側が受容）、北朝鮮のNPT脱退宣言（約束の破棄）	<as if game>が継続 遵守国は破約国を批判するが、議論は平行線のまま。 例) 北朝鮮の1990年代の核開発
破約国による破約の事実を、遵守国は <u>公式には認めない</u>	<as if game>は終了、あるいは非焦点化 破約国による「勝ち逃げ」の結果として、自らのイニシアチブで非を認め、あるいは期待の減少に伴う非焦点化が続く。 例) イラク戦争のアメリカ、NIEO（新国際経済秩序）	<as if game> は長期的に継続 例) 日米安保の事前協議にかかわる、米軍による核兵器の貯蔵・配備、あるいは「持ち込み」

(筆者作成)

2004年が米大統領選挙の年であることを考えれば、その国内政治面での打撃は小さくない。ゆえに国内政治の観点からは「勝ち逃げ」とはならなかった。しかし対外的にはイラク戦争の大規模戦闘は2003年5月に終了しているため、「勝ち逃げ」である。

ゲーム終了までの時間が短いゲームにおいては、たとえゲーム終了後にas if 的行動が大きく批判されたとしても、ゲームとしては破約国の勝利である。これは、いわば国際政治における「政治的時効化」のプロセスとしてとらえることができる。

## II. <as if game>の独立変数

### 1. ゲーム自体の構図と独立変数としての「時間」

ゲームの時間が限定され、あるいは短い方が長期間に及ぶゲームに比べて、<as if game>は破約国の勝利（勝ち逃げ）に終わりやすい。なぜなら、<as if game>を終わらせる最も有効な手段となるはずの第三者（国内社会ではNGOやメディア等、国際関係では第三国やNGO等）が<as if game>を批判するために必要な政治的資源の一つが「時間」であるからである。第三者が<as if game>の破約国を批判する際に、後述するように、虚言を虚言として断定するためのデータの収集や権威付け、<as if game>参加国の国民への情報提供と認識の共有等の過程を進行させるためには、政治的資源としての時間が必要である。たとえ強力な巨大メディアによるキャンペーンによって時間短縮効果があがったとしても、メディアの行動開始に至るまでの時間は短くないはずである。

それゆえ、as if 的行動の目的が達成され成功するようにゲーム自体が時限的なものとして設計されているのであれば、第三者が時間を要している間に、破約国は勝ち逃げすることができる。このようにゲームの時間が限られているならば、確信犯的にかつ合理的にas if 的行動を開始し成功裏に終わらせることが十分に可能である。例えば先述のイラク戦争や、南アフリカや北朝鮮の核実験・核開発はその例である。

また国際政治学において外交交渉の成否を分析する際に頻用されるゲーム論から<as if game>を考察すると、<as if game>が「一度きりのゲーム」の場合は「繰り返しゲーム」の場合に比べて、破約国の勝利（勝ち逃げ）に終わりやすい。なぜならば、繰り返しゲームの場合は、ゲームの時間が長期化し、かつ必然的に直近の履行状況

についてなんらかの相互の信頼がなければ新たな合意へとつながりにくいためであり、<as if game>の継続自体も次第に困難になってくる。

### 2. 第三者アクター

<as if game>の正式な参加者でないにもかかわらず、<as if game>のゆくえを左右するのがNGOをはじめとする第三者アクターである。第三者アクターは、<as if game>が想定していた特殊な歴史的背景、連繋、秘密、そして「しがらみ」とらわれる必要がない。<as if game>が立脚するある種の秘密共同体の存在を無視し、規範の優劣を決定づけた合意を表面的なものにとどめおく政治的必要性がないため、当該合意を純粋に解釈する自由をもち、それをもとに当該国政府に国際合意の履行を迫ることができる。

特にNGOの場合、正義に基づいて結成されたアクターとして、継続的に合意の尊重を訴えることが使命となる。破約国政府はこうしたNGOと継続的な協力関係を樹立することには否定的であり、場合によってはNGOに厳しい規制・弾圧を加えるため、NGOの力は破約国においては限定的である。むしろ、遵守国側では、たとえ遵守国が破約国の破約を容認していたとしても、NGOと協議すること自体を拒否することは少ないため、NGOは遵守国に破約国への批判を強めるよう大きな圧力をかける。

NGO以外に遵守国の議会も<as if game>の破約国の破約を批判する機能をもつことがある。議会が国際交渉において果たす役割については多くの先行研究があるが<sup>22)</sup>、後述するCSCEの事例においても、<as if game>を終わらせることに貢献した米議会の役割は評価される。

最後にメディアもまた重要な第三者アクターである。メディアが<as if game>において果たすのは、情報の流通・流布によって真実を普及・啓蒙させ、破約国の破約の事実を遵守国ならびに破約国で宣伝する役割である。一般に、破約国が非民主主義国である場合、メディアの報道の自由が制限されているため、メディアが活躍するのは破約国より遵守国のほうが多い。しかし破約国においても、一度報道の自由をメディアが獲得したならば、破約の事実を国民に情報提供して衝撃を与え、<as if game>を容易に終わらせることができる。ただし、NGOと異なり、メディア自身が<as if game>に参列し破約国と利益を共有する場合もあるため、メディアが必ずしも

＜as if game＞を弱体化させる存在であるとは限らない。

### 3. 競合規範間の矛盾と対他期待

競合規範の間で、もし優先順位づけがなされない場合に、どの程度矛盾が生じるかが＜as if game＞にとって極めて重要である。規範の競合といっても、両規範が互いに条件づけを設定している場合、その優劣を明確にすることは難しい。

例えば、人権の尊重という国際規範に対して、内政不干涉という国際規範が存在する。両者は、他国の人権問題を指摘すべきかどうかという点において衝突する。現状では内政不干涉原則を優先する国家もあれば人権尊重を優先する国家もあり、それぞれの主張の根拠となる条約等の規定は解釈の余地を含むものである。しかし、例えば「人権の尊重は、国家間関係の基礎であり、何よりも優先される」といった条件づけが国際合意においてなされたならば、規範の優劣は明確となる。現実には20世紀前半まで人権尊重という国際規範より内政不干涉という国際規範のほうが優位であったが、上記のような条件づけがなされた合意が20世紀後半に段階的に増大し、規範の優劣は逆転したと言える。Ⅲで紹介する1975年のCSCEのヘルシンキ宣言はその一例である。

規範の優劣が逆転したとき、それを全アクターが認めれば＜as if game＞は生じない。しかし、様々な理由で新しい優先順位を認めることができないアクターがいるとき、当該アクターは合意から離脱するか、あるいは建前として合意を尊重しながら旧来の規範の優先順位にそってas if 的行動を続け、＜as if game＞が生じることとなる。そこで破約国が優位規範Aの優位性を受容するためには、遵守国や第三者アクターの圧力が取返し規範の優位を破約国に受容させるための国際制度が必要であることをCSCEの事例をもとにⅢで明らかにしていく。

## Ⅲ. ＜as if game＞の事例としてのCSCE

### 人権レジーム

#### 1. ヘルシンキ宣言に至る過程（1972年から75年）における＜as if game＞の形成

##### （1）ゲームの構図と時間変数

CSCEの首脳会議が開かれた1975年8月、会議で採択されたヘルシンキ宣言（欧州の安全保障と協力に関する最終議定書）は、三つのバスケット（第1バスケットは

安全保障、第2バスケットは経済、科学、技術、環境の分野の協力、第3バスケットは人道及びその他の分野における協力）からなる多課題の複合的なレジームであった（表2参照）<sup>23)</sup>。そしてCSCEは冷戦期の東西間の対立の産物でもあったため、当初からそれぞれの課題の合意がどちらの陣営に有利かという政治的計算がなされ、それらを1972年から翌年のCSCE準備会議における議題設定に始まり通算3年の年月をかけて複雑に連携されたものとして一括合意されたものがヘルシンキ宣言であった。CSCEの枠組み自体の形成にこだわったのは東側であり、CSCEに人権や人道といった課題をもちこんだのは西側であった（表2、表3参照）。

＜as if game＞の構図を決定づけたのは、会議のフォローアップをどのような形態にするかという焦点であった。CSCEの常設機構化（チェコスロバキア）、CSCEの定期的開催（ユーゴスラビア）、及びCSCEの随時開催（デンマーク）の3つの方向性をめぐって審議がなされた<sup>24)</sup>。当初西側諸国はCSCEの機構化に消極的であった。もし常設機関が設置されたならば、西欧の安全保障問題にソ連が恒常的に関わる機会を与えることになるからである。他方、東側の中でも特にソ連は、CSCEによって人権規範等の履行状況が検証される仕組みが創設されることを望まなかった。西側が後に、ヘルシンキ宣言の履行についての組織や枠組みを形成すべきと主張を変化させたのに比べ、常設機構化を望むチェコスロバキアの提案に対して、同じ東側諸国のソ連が批判するという、CSCEならではの不協和音が発生したのである。

結果としてゲームの時間設定にかかわるフォローアップの枠組みについては、常設機関の設置にはいたらなかったとはいえ、東側の消極的姿勢にもかかわらず、第一回の再検討会議が1977年にベオグラード（ユーゴスラビア）で開催されることがヘルシンキ宣言で決まった。二回目以降の再検討会議が開催されるかどうかについては1975年時点で全く合意されなかったものの、こうしてCSCEは「一度きりのゲーム」ではなく「繰り返しゲーム」としての性格を有しはじめることになる。

1975年のCSCEが東側にもたらした実際の利益は、外交的宣伝の手段と、東独を含む戦後国境を西側に完全に承認させたことにすぎなかった。しかも後者については、既にCSCEにいたる1970年代前半の過程で二国間交渉によって外交的に承認されていたため、厳密には、CSCEとの連絡の必要性は薄らいでしまい、特にソ連に

としてはCSCEの実質的利益は大きくない。ただしソ連外交は硬直化したクレムリンの意思決定に基づいており、CSCEが不要であるという認識に変化するまでに時間を要したため、CSCEは1975年のヘルシンキ首脳会議を迎えることができたのである<sup>25)</sup>。

## (2) 第三者アクター<sup>26)</sup>

この段階ではNGOはほとんど影響力をもっていなかった。東側では反体制派は存在したものの人権NGOがほとんど結成されておらず、西側の人権NGOも東側の人権問題に世論の注意を喚起させる力がなかった。それよりも、CSCEの現状維持的性格によって、ソ連のバルト三国併合(1941年)が正当化されることへの危機感から、アメリカ在住のバルト系移民・亡命者による活動が目立っていた程度である。

しかし西側政府はNGOの役割に関心を払っていた。ヘルシンキ宣言の起草にあたってCSCEジュネーブ専門家会議(1973年から75年)では、人権NGOの役割を重視する立場から、NGOの人権情報へのアクセスを認めることをイギリスが提案していた<sup>27)</sup>。東側の強い抵抗の末、「第7原則」において「この枠組みにおいて参加国は、単独もしくは他者との共同で(alone or in community with others)、個人が自己の良心の命ずるに従って行動するところの宗教あるいは信条を信仰しかつ実行する自由を承認し、尊重する」と規定され、他の規定にはみられない「他者との共同」という表現を用いて人権NGOの活動する余地を西側は東側に認めさせることとなった。

東側もまたCSCEをめぐる<as if game>において、NGOを利用することを憚らなかつた。アメリカの欧州における軍事的プレゼンスの低下を狙い、当時NATOとワルシャワ条約機構の同時解体を主張しそのかわりにCSCE構想を推進していたソ連は、1960年代後半から、CSCEの実現を、東側諸国の政府レベルだけでなく、ソ連の影響力下にあるNGOをも利用してすすめてきた。1967年4月、各国の共産主義政党24党は、欧州の安全保障に関する政府間会議の開催をよびかけるのと同時に人民議会のアイデアを提案していた。1969年6月には国際共産主義者会議の主要文書において、この人民議会が諸国間の欧州安全保障会議(ESC)の設立を準備し促進するよう求めている<sup>28)</sup>。

その文脈で、東西の欧州各国では、「人民の」欧州安全保障会議(ESC)に関するキャンペーンが繰り広げら

れた<sup>29)</sup>。1972年1月下旬にワルシャワで開かれた国際学生連合(International Union of Students)の執行委員会会議に招待されたフランスの左派学生組織のフランス学生国民連合(Union Nationale des Étudiants de France)の多数派であるAJS派(社会主義青年同盟: Alliance des Jeunes pour le Socialism)は、ワルシャワに到着した後に、「欧州の安全保障と協力の諸問題に関する国際学生会議」(International Student's Meeting on Problems of European Security and Cooperation)がちょうど開催されることを説明されたという<sup>30)</sup>。これはもちろんソ連の肝いりで同時期に開催を合わせたものであるが、ソ連が学生組織(NGO、あるいはGONGO)を利用してCSCEの促進をねらっていたことがうかがえる。即ちこれはソ連がNGOにCSCE構想を「下から」提案させることで、あたかもNGOがCSCEを促しているかのようにみせかけるというas if的行動を戦術として行っていたことを意味する。

## (3) 競合規範間の矛盾と対他期待の有無

ヘルシンキ宣言採択に至る過程において既に、第1バスケットの中に盛り込まれた人権尊重(第7原則)や、第3バスケットの人的接触、情報の浸透といった分野では、ヘルシンキ宣言の文言とは裏腹に、東側諸国が約束を遵守することを西側はあまり期待しておらず、諦観していたことが既に明らかになっている<sup>31)</sup>。東側も当時の社会主義体制の下、体制崩壊をもたらす危険の高い「人権の尊重」を実際に国内で許すべくもない。

しかしながら規範の競合状況が西側によってCSCEの場でもたらされ、東側は守勢にたたされた。東側は、デタントの「実現」の後に人権での国際協力をすすめるという二段階論を主張した。ところが先述したように、第7原則では、国家間の友好関係及び協力の発展をめざす上で必要な平和、正義、福祉の条件として人権と基本的自由の尊重の「普遍的な意義」を認めることとなった。こうして人権規範の平和規範に対するある種の優位性が東西間で合意されることになった。人権と平和が同じ文書で競合し前者の優位性が明示されたことは画期的なことである。

むろん東側はヘルシンキ宣言の各分野を選択的に履行するつもりでしかなく、人権規範の平和規範に対する優位を実質的に承認したわけではなかつた。しかしヘルシンキ宣言では参加国が「会議後の期間に、会議の最終文

書（筆者注：ヘルシンキ宣言）の規定を十分尊重し、それを履行する決意を表明する」ための会議として再検討会議を行うこととされていることから、東側の破約的意図を正当化することは難しい。

対他期待の有無という観点から人権レジームとしてCSCEを考えるなら、レジームがアクターの期待の収斂を条件としていることから、どのように理解されるべきかが課題となる<sup>32)</sup>。しかし実際には、CSCEにみられるように、実質的な期待が収斂していないレジームも誕生してしまっている。CSCEでは1975年のヘルシンキ首脳会議後も再検討会議が開かれ、全参加国が会議に出席していることを考慮すると、CSCEもやはりレジームの範疇に含まれるべきである。

通常のレジームと異なるのは、他国に対する期待（対他期待）が表面的にしか存在せず、自国が自身で約束の履行を行うという期待（対自期待）も非対称的（西側は約束を守るが、東側は守らない）という点である。東側は対自期待がないにもかかわらず、ヘルシンキ宣言を履行する政治的義務を負った。こうした言行不一致アクターの破約的意図を残りのアクター（西側など）は暗黙に容認ないしは是認せざるをえない。この二種のアクターが言行の二重性を織りなしていることを特徴とするレジームを、筆者は「非対称型レジーム」と名付けた（図2参照）<sup>33)</sup>。

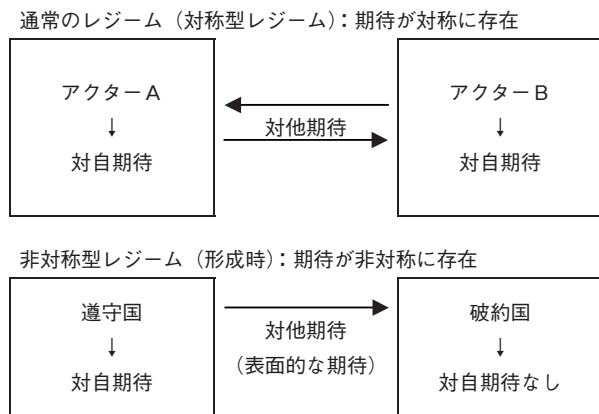


図2 通常のレジームと非対称型レジーム

繰り返すように、ヘルシンキ宣言の人権規範を東側が遵守しないであろうと西側は予想していた。実際、特に米英をはじめとして多くの西側諸国は極めて懐疑的であり、未必的に対他期待を当初から失っていた。しかしこうした懐疑にもかかわらず、ヘルシンキ宣言という政治

的枠組みに東側をコミットさせることこそが重要である（すなわち、レジームの持続性を重視することが重要）と西側の一部では認識されていた。すなわち、ヘルシンキ宣言後も東側が人権侵害を続けたとしても、それを非難する根拠を形成することに意味があるという観点である<sup>34)</sup>。この観点は、東西のイデオロギー対立において守勢でありつづけた西側が反転攻勢する契機をCSCEによって掴むことにつながる。ただしそうした先見を有していたのは西側の外交官の中でも限られており、アメリカ、イギリス、オランダ等の諸国はヘルシンキ宣言をブレジネフ外交の勝利としてのみ評価した。

他方東側も、西側の対他期待がないことを前提に、ヘルシンキ宣言の人権規定を軽視していた。実際に、ソ連内部では非公式レベルでヘルシンキ宣言を選択的にしか履行しないことが当時既に決定されていた。ヘルシンキ宣言調印前に宣言の内容を討議したソ連共産党政治局会議では、＜第7原則＞と第3バスケットをめぐる激しい議論が展開され、多くの政治局員が調印に反対する。しかし、ブレジネフとグロムイコは、ソ連が人権条項で失うものよりもヘルシンキ宣言全体から得るものの方がかなり多い、それゆえに調印せねばならないとし、「我々は我々の家の主人である。何を履行し何を無視するかを決めるのは我々だ」と豪語している<sup>35)</sup>。

ソ連の多くの政治局員と同様に、他の東側のCSCE交渉担当者もヘルシンキ宣言の第3バスケットの政治的意味には気付いていたが、各国指導部は、今まで多くの条約などに署名しながら履行してこなかった自らの経験から第3バスケットの存在を軽視した。あるいは、署名するまでは履行の条件整備や履行のプロセスについて全く考えることなく、署名をすませ、その後になって第3バスケットの無力化・死文化に努めようとするようになる<sup>36)</sup>。こうして規範の競合における優劣の決定はヘルシンキ宣言でなされたにもかかわらず東側はそれを政治的に放置することとなった。

## 2. ヘルシンキ宣言後の＜as if game＞の展開

### (1) ゲームの構図と時間変数

ヘルシンキ宣言は、「各参加国において出版され」、「できるだけ広く宣伝し周知させる」という規定により、東側諸国の新聞でも全文が掲載されることとなった。東側が抵抗した人権規定や人的接触、情報の普及の分野の合意も新聞を通して国民の知る事となった。ゲームの



ルールが国民にまで浸透した形で、各国国民の存在を前提とした形での完備情報ゲームとしてCSCEは成立する。

ヘルシンキ宣言の履行状況を確認することを一つの目的として再検討会議が実施される。実際に、ベオグラード再検討会議（1977年から1978年）、マドリッド再検討会議（1980年から1983年）、ウィーン再検討会議（1986年から1989年）が冷戦期に開催される。前二者は<as if game>の中盤に相当し、後者は終盤にあたる。いずれの再検討会議でも西側の攻勢に対して東側はおおむね守勢にまわった。

最初の再検討会議であるベオグラード再検討会議は、最終文書自体は採択されたものの、東西対立により実質的な内容の伴わない短い文書であり、失敗に終わった。このことは、当時いかに東西対立がCSCEでみられたかを物語るものである。東側では人権侵害の状況がヘルシンキ宣言以前よりも悪化していたにもかかわらず、あたかも人権侵害を行っていないかのごとく主張され、as if 的行動に基づく発言を東側は再検討会議で繰り返した。実際にソ連では特にヘルシンキ・グループと総称されるヘルシンキ宣言監視団体のNGOの構成員を中心に逮捕・有罪判決が相次ぎ、1976年から82年にかけてその組織の多くは壊滅状態に陥った。代表格であったモスクワのヘルシンキ・グループも構成員が次々と逮捕された。また反体制派知識人サハロフ（Andrei D. Sakharov）も1975年のノーベル平和賞受賞以後ソ連当局の監視が強くなり、77年1月には反国家的発言をやめるよう警告を受ける<sup>37)</sup>。また1972年に196名であった反体制派の逮捕者は、75年に81名にまで減ったものの79年に145名、モスクワ・オリンピックがあった80年には257名にまで増加した。

西側が東側の人権問題を指弾するのに対抗して、東側は自国内の人権問題について幾つかの方法で西側に反駁を試み、as if 的行動をとった。例えば、「西側の主張する政治犯は存在せず、存在するのは単なる刑法犯に過ぎない」、「東側では市民的自由は保障されており、東側の国民が西側的な人権運動をしないのは、そのようなことをする必要がないほど社会主義社会が発展しているからである」、もしくは「西側の指摘する問題自体が存在せず、西側のデマゴギーである」と反論した。実際に、ソ連は、国内に政治犯が存在することをゴルバチョフ政権発足2年目（1986年）まで認めていなかった。また、そのゴルバチョフでさえも87年段階では、西側やNGO

が示したソ連の政治犯収容者数の一割程度しか政治犯が存在しないと虚偽の主張をしたのである<sup>38)</sup>。

アメリカは東側のas if 的行動を容認したのであろうか。フォード政権下での「静かな外交」とはうって変わって、1977年に大統領に就任したカーター（James E. Carter）は、人権外交を掲げ、東側諸国の人権問題に批判的であった。カーターは、ソ連の反体制物理学者サハロフ宛の書簡送付（77年2月）、閣僚の訪ソ中止（78年5月）、米紙記者へのソ連当局の告訴に対する非難（78年7月）といった一連の「声高な外交」を行い、ベオグラード再検討会議でも西側の対ソ非難をリードしたのはアメリカである。再検討会議で米ソの応酬が激しく、会議の実質的成果がなかった一つの原因は、西欧がデタント重視の観点から東側のas if 的行動をある程度容認していたにもかかわらずアメリカがas if 的行動を批判したことにある。

ソ連軍によるアフガニスタン侵攻の翌年に始まったマドリッド再検討会議（第2回再検討会議）では、サハロフ流刑（1980年1月から86年12月）、ポーランド戒厳令発令（1981年12月）などにみられるように、東側の人権問題の悪化を背景に、会議は何度も中断することとなる。アメリカはCSCEの存在意義を問い直す批判を行い、「以前結んだ約束を守らない国との新たな約束を行うことの意味に疑問が付されている」というアメリカ世論の声を引用して苦言を呈している<sup>39)</sup>。即ち、「繰り返しゲーム」の手番において、アメリカは東側に人権規範の「内面化」（internalization）を求めたのである。一度きりゲームとならなかったCSCEにおいて破約国たる東側は決定的に不利になっていく。この過程を図にしたものが、図3である。

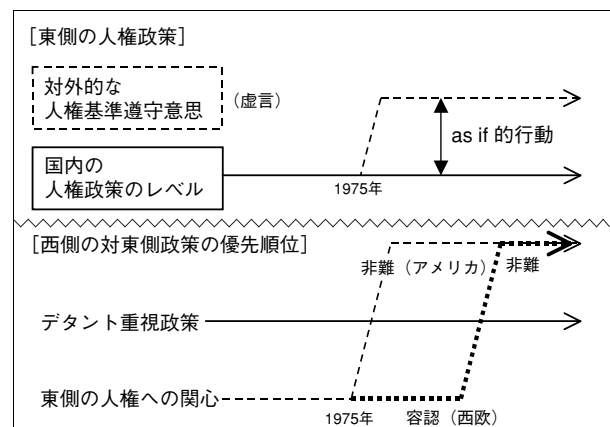


図3 CSCEにおける規範の競合



イギリスやオランダも再検討会議の意義に懐疑的であった<sup>40)</sup>。しかし、再検討会議開始数ヶ月後、アメリカのCSCE代表団長カンペルマン (Max M.Kampelman) は、西ドイツ外相ゲンシャー (Hans-Dietrich Genscher) の慰留説得もあり、CSCEが西側にとって有害なものではなくむしろ西側を有利に導くものであるとCSCEの意義を再発見する。

他方、東側でもCSCEに対しての幻滅が広がっていった。あまりの西側の攻撃の激しさに、東側のCSCEに対する熱意は急速に失われ、中盤において<as if game>自体が崩壊する危機を迎えた。しかしCSCEを崩壊させたのが東側であるという非難を避けるために、東側はCSCEから脱退することはなかった。結局東側は、マドリッドで新たに人権規範の追加に合意するとともに、西側の発案による2つの専門家会議 (1985年のオタワ人権専門家会議、1986年のベルン人的接触専門家会議) の開催に合意し、西側による監視下 (under scrutiny) の継続を選択し、CSCEの「繰り返しゲーム」化が続いたのである<sup>41)</sup>。東西欧州の対話の唯一の場がCSCEであったことも、東側をCSCEにとどめる要因となった。

## (2) 第三者アクター

レジームの持続性を追求する (枠組み維持の優先) と有効性の向上 (履行確保) を期待できず、有効性の向上をめざすと持続性が低下するという「持続性と有効性のジレンマ」を生む非対称型レジームにおいて<sup>42)</sup>、持続性を重視しレジームを維持するのに大きな役割を担うべく、合意形成努力を行ったのが非同盟・中立諸国 (N+N諸国) の功績であるというならば、レジームの有効性を確保しようとし、期待の非対称性を変える力になったのは、先に述べたアメリカのカーター政権の登場とともに、東西間の連携を模索した人権NGOの活躍によるところが大きい。

人権NGOは東側で活動を大いに制限されながらも、人権侵害の情報を発信しつづけた。厳しい監視下におかれた東側のNGOが情報を国境を越えて西側に流したことによって、西側のNGOや世論の反応を導くことができた。NGOや世論にとっては、CSCEの<as if game>は歪なものでしかなく、ヘルシンキ宣言の文言にそって人権が尊重されねばならないという原則こそが第一義的なものであり、政治的合意を生み出した東西間の政治力学に彼らは束縛されない。ゆえにNGOはCSCEが人権侵害を

見逃していることを批判し、西側政府に東側の人権侵害を非難するよう当初から求めることができたのである。

NGOの活動の余地を認めたヘルシンキ宣言の規定は、東西の外交の駆け引きの結果の産物であり、東側が真に望むような合意ではない。東側は、ヘルシンキ宣言の人権規定 (第1バスケットの第7原則) の遵守の約束 (基本的人権の尊重) も反故にするのと同時に、人権監視活動を行うはずであったヘルシンキ・グループの活動余地を狭めたため、ヘルシンキ宣言の人権規定の履行はますます不十分になってしまう<sup>43)</sup>。こうした中で、NGOは第一にCSCEを持続させること、すなわち東側の破約に対して再検討会議を西側がボイコットしないことを求めた。ベオグラード再検討会議を前にした1977年5月、モスクワ・ヘルシンキ・グループは、西側がヘルシンキ宣言を撤回すれば国際緊張は更に高まり、東側諸国の人権問題のみならず第三世界の人権問題全般にとっても痛手になるとの理由から、再検討会議への参加をよびかけた<sup>44)</sup>。続けて1980年に始まったマドリッド再検討会議でも同様な声明を発表している。NGOはレジームの有効性を高めようとしただけでなく、持続性を軽視したわけでもなかった。もちろんNGOが再検討会議に直接参加することは東側の反対で許されておらず、NGOは対抗会議を開催するのが精一杯であった。CSCEとNGOとの関係は、その意義が西側に高く評価されながらも東側には逆の評価を受け、履行パートナーとして認めることもできないほど政治的緊張を有する関係であった。

東西間のNGOの協力は1982年の国際ヘルシンキ人権連盟 (IHF:International Helsinki Federation for Human Rights, 本部:ウィーン) の結成により組織化されることになる。ソ連が人権規範を内面化し規範の逆転を受入れはじめるのは、1987年以降のことであるが、1988年1月のIHFのソ連訪問・調査はそれに大きな拍車をかけ、<as if game>は終盤に移っていった<sup>45)</sup>。

東側アクターのas if的行動をNGOは監視し、<as if的行動>を制約する役割を果たすことになった。東側政府への直接行動が難しいため、IHF等を通じて西側政府に対して東側の人権問題を批判するよう求めた。そしてそれと同時にNGO自身もまた<as if的行動>を演じるという戦術をとってきた。例えばカルドーによると、あたかも、統一された、中立的で、平和的な欧州が既に存在するかのように東西の軍縮NGOはふるまい、それによって東西分断の現実に基づく政治を批判することができた<sup>46)</sup>。

冷戦期における国家とNGOの二重のas if 的行動は、冷戦期のCSCEのおかれた矛盾が国家間関係にとどまるのではなく、NGOをもまきこんだきわめて包括的な<as if game>を生んだことを示している。

NGO以外の第三者アクターとして、アメリカ議会の「ヘルシンキ委員会」（欧州の安全保障と協力に関する委員会）もまた、<as if game>の破約国たる東側を厳しく非難した。例えばヘルシンキ委員会は1980年当時、ソ連に対する厳しい非難を続けるよう米國務省に強く求めている<sup>47)</sup>。またこの時期のメディアの役割も重要であった。人権侵害が東側で頻発しているという認識は、NGOの活動によって西側のマス・メディアでとりあげられるようになる。例えば、東独の人権問題は、西独のテレビ局ZDF（Zweites Deutsches Fernsehen）の番組で度々報じられるようになった。そして東独では、その西独のテレビの電波が伝播するために当該番組が東独市民にも視聴されることとなる<sup>48)</sup>。

### （3）競合規範間の矛盾の解消

CSCEで合意された人権規範が東側によって履行されず、特に1980年代前半に悪化したことは西側を大いに失望させた。例えば、デンマークは東側諸国の履行が遅々として進まないことに苛立ちを覚えていた（即ち對他期待を少しは有していた）。しかし「方向性として正しければ」履行状況が多少悪化してもそれを看過するという認識をもっていた<sup>49)</sup>。これは東側のas if 的行動をデンマークが「容認」した、ととらえることができる。

CSCEの場合、モラトリアム規定が挿入されていないため、漸次的な履行確保を容認することを正当化することはヘルシンキ宣言から導かれるものではない。しかしデンマークのCSCE代表であったメルビン（Skjold G. Mellbin）による、「体制が異なる国で人権問題が急に解決するとは思えなかった」<sup>50)</sup>との回顧は、極めて現実的な感覚に立脚している点では違和感がない。ただしヘルシンキ宣言で「政治、経済、社会体制並びにその国家の規模、地理的な位置、もしくは経済発展の水準のいかんにかかわらず」参加国が第7原則（人権規定）を含む十の原則を「尊重し、これを実施する」（ヘルシンキ宣言第1バスケット前文）ことに合意したのであり、東側の破約は形式的に正当化されえない性質のものであった。

個別のバスケット（課題群）や具体的な規定のレベルでは、ヘルシンキ宣言が細かい連繫外交の産物であるこ

とも災いして、東側の対自期待が収斂しなかった点が多い<sup>51)</sup>。チェコスロバキアの元外交官の回想によると、ソ連はCSCEを「バランスのとれた」妥協案として評価していたが、「人権規定のようなイデオロギー的な意味をもつ条項についてはたかをくくっていた」<sup>52)</sup>という認識であった。

こうした東西間の認識の差が縮小され、<as if game>が終盤に向かうのは、2つの専門家会議（1985年のオタワ人権専門家会議、1986年のベルン人的接触専門家会議）を経て、1986年から89年にわたって行われたウィーン再検討会議を待たねばならない。当時、ソ連の新思考外交やベレストロイカにより、ソ連にとって西側的な人権観の受容がすすみ、社会権と自由権を同等に扱うよう主張したソ連側の転換もあって実質的な合意が多岐みられるようになった。

1989年1月に採択されたウィーン最終文書では、恣意的な逮捕・拘留・追放の禁止、拷問の禁止、関連情報へのアクセスの保障、人権NGOの合法化など10項目を追加強制力をもたせた。また宗教や信念を自由に表明する権利、少数民族の権利、などの従来の項目に強制力をもたせることでも合意された。このように人権規範は豊富となり、人的接触、情報の浸透の分野についても国境をこえた人・情報の移動の拡大も具体的に合意された。

こうして、CSCEという制度が持続したことと、それによって加速したソ連の変化によって、国家間の安定、内政不干渉といった規範よりも上位のものとして再び、かつ具体的に、人権規範が東側にとって認識され、規範の競合における優劣の順位は人権規範の優位性を高める形で決着をみることになる。また<as if game>を批判することになった人権NGOの合法化がCSCEで認められたことは、同年の東欧革命にみられる東側社会の変化を予兆するものであった。

## IV. 結びにかえて—<as if game> 論の意味

冷戦期のCSCEの<as if game>は、次の三つの自己矛盾を内在させていた。第一に、人権基準に合意しておきながらも実際に東側が履行することを当初西側に期待されていなかったという自己矛盾、第二に実際に履行させるために発足した人権NGOを東側諸国が政治的に弾圧した際にそれを有効な方法で阻止しえなかったという自己矛盾、そしてCSCE自身はその規範よりもレジームの

存続そのものに重きをおくことによって、冷戦後に「価値の共同体」と呼ばれたCSCEの数少ない存在意義が否定されていたということ、である。CSCEの＜as if game＞の構図は、CSCEの外にいた第三者アクターであるNGOによって批判され、かつ＜as if game＞の枠組みの崩壊には至らず（破約国あるいは遵守国の退出にいたらず）、破約国の敗北（受容）という形で終わることとなった。

CSCEの事例でみるように、＜as if game＞において破約国の敗北という形でゲームを終わらせるに際して重要な働きを担うのは、第三者アクターである。ゲーム外のアクターの役割を重視して初めて＜as if game＞の崩壊過程は明らかになる。逆に言えば、第三者アクターの登場をいかに制約するかが破約国にとって重要なことであり、遵守国にとっても第三者アクターとの関係は大きな課題である。またCSCEが繰り返しゲームとなり、持続性が高まったため、＜as if game＞の中盤以降、東側の破約国の外交的立場は悪化していった。ソ連がCSCE開始前にas if的行動の一環としてNGOを利用しようとしたことは、西側と人権NGOが連合して東側のas if的行動を批判するという、後の現実を逆説的に暗示している。

規範の競合における優劣の順位の変化について理論的に再考しよう。国際政治学におけるコンストラクティビズムとの関係でいえば、確かに一つ一つの規範自体が独立変数であるとしても、競合規範の優劣の秩序化に際しては、CSCE人権レジームのような国際制度の果たす役割が大きい。規範の優劣の再逆転の可能性があるため、破約国は、規範の優劣の再逆転にむけて日々闘い、そのためas if的行動を繰り返す。規範の優劣の順序づけは、決して静学的なものではなく動態的なものである。規範が独立変数として、優劣を含む規範間の秩序をもたらしたというよりは、時間、第三者、規範間の矛盾の要素によって規定された＜as if game＞のアクター間の交渉を通じて、国際制度の枠組みが規範間の秩序を形成したものであると結論づけることができる。

国際政治は、特に安全保障の側面において国家機密とされる分野が多いため、＜as if game＞が多い。特に軍事的分野においてはその傾向が顕著である。しかし、冷戦後の世界では、「人間の安全保障」概念の登場にみられるように、安全保障パラダイムの転換がおこりつつある。また安全保障領域も民主主義国内の情報公開の流れのなかでは聖域とはいわずらくなってきている。そうした中

で、＜as if game＞の余地は徐々に減少していると考えられる。

なお一般的に＜as if game＞自体の功罪について考えるならば、規範の競合において優劣の明確化の決定や定着が容易ではないことを最初にふまえないといけない。例えば、最終解決として（民主主義国の）司法府をもってしても、規範の優劣を決定づける判決が明確に示されるまでに時間を要するため、＜as if game＞が正当化される余地は残る。また司法府の判断が非合理的、反慣習的であるとアクターによって評価されてしまった場合、＜as if game＞は判決後も続くであろう。また司法府も万能ではなく、「統治行為論」にみられるように必ずしも結論を自ら出すとは限らないことを鑑みれば、一般に＜as if game＞を生む政治的空間・時間の存在は民主主義国においても必然的なものである。O・ヘンリーの『最後の一葉』にみられる如く＜as if game＞によって得られる社会的な利益（合目的性）と、偽装事件にみられるような＜as if game＞の社会的コスト（副作用）が、時間とともにどのように変化していくかを考察することのほうが重要である。

＜as if game＞は、その終わり方によっては、社会的犠牲を多く伴うことにもなる。国際政治では破約国が断罪され敗北したとしても、規範の優劣の確定には時間が必要とされるし、国内での履行に際してのモラトリアムが容認されやすい。ところが権力が集中する国内政治においては政策決定も比較的迅速に行われるため、＜as if game＞によって守られてきた、劣位規範Bにかかわる利益が急激に逸失しやすく、社会的な混乱を生む場合もある。特に日本社会の場合、「as if game社会」と呼称しても誇張ではないほど、多くの＜as if game＞に囲まれている。日本には競合規範の矛盾を柔軟に受け止めてきた社会的素地があり、漸進的に社会が変化するというメリットを備えてきたが、近年「コンプライアンス」の観点からこうした社会のありかたが批判されているともいえる。

＜as if game＞はある意味で普遍的なゲームであるが、＜as if game＞が生じやすい分野・社会と生じにくい分野・社会を分けることはできよう。特に日本社会における＜as if game＞の発生・展開については昨今のコンプライアンス論との観点から研究が急務であり、今後の研究の課題となろう。

付記

本論文は、平成17年度科学研究費補助金〔若手研究〕に基づく成果である。また筑波大学の「グローバルガヴァナンスと市民社会」研究会での報告に一部基づくものである。なお政治学の先行研究については放送大学講師の近藤敦氏に助言を頂いた。またCSCE成立史研究会メンバーから貴重な助言を得た。記して感謝の意としたい。

注

- 1) ハンナ・アーレント「政治における嘘」H・アーレント『暴力について』(山田正行訳) みすず書房、2000年、5-6頁(原著は Hannah Arendt, "Lying in Politics" *Crisis of the Republic*, Harcourt Jovanovich, 1972.) 関連書として、チョムスキー『秘密と嘘と民主主義』(田中美佳子訳)、成甲書房、2004年、はアメリカ政治が構造的に嘘を生み出していることを様々な角度から論評している。
- 2) G・ジンメル『秘密の社会学』(居安正訳) 世界思想社、1979年、15頁。
- 3) 同、6頁。
- 4) 中村耕一郎『国際「合意」論序説—法的拘束力を有しない国際「合意」について』東信堂、2002年、100頁。
- 5) 郭舜「国際関係論の構成主義的転回と国際法学」『国際法外交雑誌』105巻、2006年、117頁。
- 6) 以下、ステイヴン・ルークス『現代権力論批判』(中島吉弘訳)、未来社、1995年、34-43頁。
- 7) ピーター・バラック、モートン・S・バラック「権力の二面性」(佐治孝夫訳) 加藤秀治郎、岩渕美克編『政治社会学』(第2版)、一藝社、2005年、所収。
- 8) Mary Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War*, Polity Press, 2004, p.56. (邦訳『グローバル市民社会論—戦争への一つの回答』法政大学出版会、近刊) 'as if game' という用語を用いたのはチェコスロバキアの知識人クシー(Milan Kusy) である。
- 9) これらの議論については、Robert Keohane, ed., *Neorealism and Its Critics*, Columbia University Press, 1986. が詳しい。また猪口孝「信頼」『国際政治事典』弘文堂、2005年、488頁、が簡潔に説明している。
- 10) 以下、足立研幾『オタワプロセス—対地雷禁止レジームの形成』有信堂、2004年、35-37頁。
- 11) Volker Rittberger ed., *International Regimes in East-West Politics*, Pinter Publishers, 1990. この2つの紛争類型の紹介は、拙稿、「OSCEと人権・民主主義—人権レジームから民主化レジームへ—」『民主主義の国際比較』岩崎正洋、工藤裕子、佐川泰弘、B. サンジャック、J. ラボンス編、一藝社、2000年、256-257頁。
- 12) 新制度論から国家間協力におけるコンプライアンスの意味を論じたものとして、George W. Downs, et. al., "Is the Good

News about Compliance Good News about Cooperation?" *International Organization* 50, 3, 1996, pp.379-406.

- 13) 例えば、宮脇昇「安全保障と人権のリンケージ」、山本武彦編、『国際安全保障の新展開』、早稲田大学出版部、1999年、50-76頁、同「レジームと消極的アクター」『国際政治』132号、2003年、55-69頁。
- 14) 時間を政治的資源として論じたものとして、永井陽之助「政治的資源としての時間—「ベトナム戦争」再考」、永井『時間の政治学』中央公論社、1979年、49-82頁。
- 15) Kaldor, p.54.
- 16) 「MRFA」とは、東西欧州間の通常兵力の削減をテーマとした「中部欧州相互兵力削減交渉」である。なお交渉の名称については、その交渉開始前(1973年10月)までは、西側の交渉名であるMBFR(中部欧州相互均衡兵力削減)も並行して用いられていた。MRFAを「軍事的デタント」の観点から分析したものとして、山本武彦『経済制裁』、日本経済新聞社、1982年、が詳しい。
- 17) Final Act of the Conference on Security and Co-operation in Europe, 1 August 1975.
- 18) 『毎日新聞』2000年6月10日(夕刊)
- 19) Craig Murphy, *The Emergence of the NIEO Ideology*, Westview Press, 1984.
- 20) *New York Times*, May 17, 2004.
- 21) 例えば、ブッシュ政権の当局者らは、イラクのウラン入手に関する未確認の情報を大統領の一般教書演説に盛り込んだことは誤りだったと認めた上で、対イラク戦争を正当化するための情報操作が行われたとの憶測を2003年7月に否定している。
- 22) 例えば、Lisa L. Martin, *Democratic Commitment, Legislatures and International Cooperation*, Princeton University Press, 2000.
- 23) 「複合安全保障レジーム」の視点からの分析として、栗栖薫子「欧州安全保障協力会議(CSCE)の人的次元」『国際政治』112号、1996年、139-157頁。
- 24) 以下、吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE)』三嶺書房、1994年、60-62頁。
- 25) 元オーストリアCSCE代表団のチェスカ氏とのインタビューより。Interview with Dr. Amb. Franz Ceska, September 1, 2006, Vienna.
- 26) CSCEの変化を規範形成における第三者アクターの観点から論じたものとして、Janie Leatherman, *From Cold War to Democratic Peace*, Syracuse University Press, 2003.
- 27) この点については、吉川、261頁。
- 28) アメリカ側の史料による。"European CP Meeting in Moscow January 14-15," in State 7918, Telegram, USMISSION NATO DELIVER MYERSON 0830, TUES, JAN 27, 1970, in RG 59, General Records of the Department of State, Subject Numeric Files, 1970-73. Political & Defense, Box 1640, CSM 3

- USSR (MO) / NARA.
- 29) 例えばイギリスでの事例については、同様にアメリカの国務省の秘密電報にて紹介されている。“U.S. Request for Information on Popular CES,” State 117478, Airgram from USNATO, Brussels to Department of State, November 24, 1970, in Box 1640, CSM 3 USSR (MO).
- 30) “International Union of Students’ Meeting in Warsaw, 24-29 January,” Department of State Airgram (confidential), From Amembassy PARIS to Department of State, 2 February 1972, in CSM 6, in Box 1640.
- 31) 宮脇『CSCE人権レジームの研究』、125頁。
- 32) S・クラズナー（Stephen D. Krasner）のレジームの定義では、レジームとは「国際関係の所与の問題領域における、行為主体（アクター）の期待が収斂するような明示的もしくは暗黙の原則・規範・ルール・及び意思決定手続きの総体」とされ、「期待の収斂」がキーワードとなっている。Stephen D. Krasner, “Structural Causes and Regime Consequence: Regimes as Intervening Variables,” *International Organization*, Vol.36, Spring, 1982, p.185.
- 33) 例えば、宮脇「レジームと消極的アクター」を参照。
- 34) Interview with Dr. Amb. Franz Ceska.あわせてCeska, „Détente und KSZE-Prozess—Österreich zwischen Helsinki (1975) und Madrid (1983),“ Oliver Rathkolb, Otto M. Maschke, Stefan August Lütgenau (Hg.), *Mit Augen gesehen*, Böhlau Verlag, 2002, S. 509-521.
- 35) Jeremy Issacs and Taylor Downing, *Cold War*, Little, Brown and Company, 1998, p.289.
- 36) この指摘は、東独の人権問題研究家ミーア（Anja Mihr）によるものである。Interview with Anja Mihr, August 6, 2001, Berlin.
- 37) 以下、宮脇『CSCE人権レジームの研究』、154-155頁。
- 38) 同、45頁。
- 39) 宮脇「レジームと消極的アクター」、46頁。
- 40) 以下、Interview with Franz Ceska.
- 41) マドリッド最終文書（1983年9月）では、ポーランドの自主管理労組「連帯」の問題を反映して、西側の強い圧力の下、「労働者が労働組合を自由に設立し、また労働組合に自由に参加する権利」などが追加された。また人権専門家会議は、アメリカなど3カ国の提案により実現する。Proposal Submitted by the Delegations of Canada, Spain, the United States of America on a Meeting of Experts on Human Rights, CSCE / RM. 16, 12 December 1980.
- 42) 持続性と有効性のジレンマについては、宮脇『CSCE人権レジームの研究』、282頁。
- 43) ただし、他の問題領域（人的接触、情報の浸透）での履行状況は必ずしも悪化したわけではなく、例えばその一つの領域である「人の国境を越える移動」はソ連、ポーランド、東独等で1970年代後半に増大した。同、151-169頁。
- 44) 吉川、267頁。
- 45) IHFのソ連訪問については、宮脇「レジームを変えた人権NGO」『CSCE人権レジームの研究』227-250頁。
- 46) E. P. ThompsonらのEND appeal（1980年）の研究をカルドーが紹介。Kaldor, *op. cit.*, p.61.
- 47) “Memorandum, Commission on Security and Cooperation in Europe,” January 18, 1980, From Office of the Clerk, U.S. House of Representatives, Member Millicent Fenwick, Box 112 of 148.
- 48) Interview with Anja Mihr.
- 49) Interview with Skjord Mellbin. 及び宮脇「レジームと消極的アクター」43-44頁。
- 50) 以下、宮脇、同。
- 51) CSCEの第3バスケットの〈情報の浸透〉については「CSCEの結果としてモスクワで自由に『ザ・タイムス』紙が利用できるようになると考えるのは非現実的である」とイギリス代表は当時考えていた。“Steering Brief for the United Kingdom Delegation to Stage II of the CSCE,” [WDW 1/18] Foreign and Commonwealth Office, 13 September 1973, in G. Bennett and K.A. Hamilton (eds.), *Foreign and Commonwealth Office, Documents on British Policy Overseas, Series III, Vol. II, The Conference on Security and Cooperation in Europe, 1972-1975*. London: The Stationery Office, 1997, p.185.
- 52) Interview with Zdenek Matejka, Head of Administration of Czech Centers, July 27, 2001, Prague. 宮脇「レジームと消極的アクター」、44頁。